



島根県報

令和3年3月19日（金）

号外第25号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告

示

島根県告示第197号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル		
一般国道	431号	松江市母衣町200番4地先から同地先まで	前	11.90	2.20	松江県土整備事務所	交通安全工事 拡幅
			後	15.30	2.20		
〃	〃	出雲市園町1253番4地先から同町1495番5地先まで	前	7.35～ 15.00	359.14	出雲県土整備事務所	交通安全工事 拡幅
			後	7.35～ 15.30	359.14		
〃	191号	益田市美都町山本イ1621番2地先から同地先まで	前	20.00～ 33.00	81.80	益田県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	29.10～ 52.50	81.80		
〃	〃	益田市美都町山本イ1791番2地先から同イ1793番1地先まで	前	23.90～ 40.40	57.70	益田県土整備事務所	災害防除工事 拡幅
			後	30.60～ 52.60	57.70		

島根県告示第198号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和3年3月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	青原停車場線	鹿足郡津和野町富田イ283番1地先から同イ635番1地先まで	メートル 391.30	令和3年 3月19日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	
〃	〃	鹿足郡津和野町富田イ283番10地先から同イ635番1地先まで	401.40	令和3年 3月19日		